

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきまして議案第三十七号 福生市立
学校施設等整備基金条例並びに議案第三十八号 福生市卸市施設整備
基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びにその内容につきまして
御説明申し上げます。

初めに学校施設等整備基金条例につきまして御説明申し上げます。

学校施設の整備に当たっては児童生徒の増員に伴う施設の新築、増築、
改良並びに学校用地の確保等、将来にわたる多額の財源を必要とする資金
の確保、それと福生市宅地開発指導要綱に基づく教育負担金の取り扱いつい
て国や都の指導に基づく管理上の明確化を図ることから現在福生市卸市施
設整備基金に積み立てているものを、今後は本条例により運用いたそうとする
ものでございます。また、本条例の制定に伴い関連条例の仮称福生市第八小学
校建設基金を廃止し、統合しようとするものでございます。

それでは条例の内容について御説明申し上げます。

まず第一条でございますが、これは基金の設置について定めておりまして、小学校、

中学校の施設等の整備に要する資金に充当するために設けようとするものと明
かにしております。

第二条では積立額を定めようとするもので、第一項第一号では福生市宅地
開発指導要綱に基づく教育寄附金、それと第二号では積み立てる金額は一般
会計予算の中で定めると規定するものでございます。第二項は、福生市宅地開
発指導要綱に基づき、納入された寄附金を当該年度で処分及び事業に充
当する場合に積み立てないことが出来る旨規定しようとするものでございます。

第三条にはおましては基金の管理を定めたもので、基金に属する現金は、金
融機関へ預金する方法など最も適正、確実、さらに有利な方法で管理として
いくというのを規定しております。

第四条は、基金の運用によって生じた収益については一般会計予算に計上して
基金に編入させようとするものでございます。

次に第五条では、基金の繰りかえ運用を定めておりまして、財政上に必要が生
じた場合におきましてはこの基金に属しております現金を歳計現金に繰りかえ
運用が出来るというように規定いたしております。この場合、実質的には確実な

繰り戻しの方法、期間、利率等を定め、行方という点に相なります。

基金の処分につきましては次の第六条で定められています。

まず第一号は、学校施設等の新築、増築、改築及び改良に充当する場合等に処分しようとするものでございます。第二号につきましては、学校用地の取得に充てる旨規定してあります。第三号につきましては、一号、二号に規定する以外特に重要な設備の整備に充てる旨の規定でございます。

次に第七条は、基金条例を施行する上で必要な事項は、これを市長が別に定める旨の委任規定でございます。

次に附則でございますが、第二項では施行期日を定めたもので、条例の施行日を公布の日より定めたものでございます。

第二項につきましては、元ほど触れましたが、関連条例の整備として現行の飯沼第八小学校建設基金条例を廃止する旨の規定で、今回制定の本条例に包含いたすため廃止しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、福生市立学校施設等整備基金条例の提案理由並びに内容について説明を終らうとしていただきます。

続きまして、福生市都市施設整備基金条例の一部を改正する条例につきましては提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の一部改正は積立金の処分について持例を定めようとするもので、本基金にすべし積み立てられている福生市宅地開発指導要綱に基づき寄附金を元ほど御提案申し上げております。福生市立学校施設等整備基金に積み立てるための改正でございます。

それでは、その内容について御説明いたします。

附則の改正をいたそうとするもので、附則に見出しとして施行期日を設け、これを第二項とし、附則に第二項を加え、処分の持例として福生市立学校施設等整備基金に積み立てるための昭和六十七年度に限り基金の一部を処分できるものと規定しようとするものでございます。なお、処分する基金の一部とは宅地開発指導要綱に基づき寄附金相当分と当該利子分でございます。

以上で福生市都市施設整備基金条例の一部を改正する条例の説明を終らうとしていただきます。

以上、甚だ雑駁な説明ですが、議案第三十七号並びに議案第三十八号につきまして

して一括して説明を終わらせていただきます。

慎重御査議をいただきまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号及び議案第三十八号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十七号及び議案第三十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十七 議案第三十九号 昭和六十一年度福生市一般会

計補正予算(第一号)と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第三十九号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第一号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算は人件費関係の調整並びに増額が主なもので、全項目にわたリ職員の異動と六十年度給与改定に伴う給料及び諸手当関係並びに共済費それから増減調整をいたすものと、先ほど御提案申し上げております特別職報酬等審議会に各申しに基づく議員、市長等並びに非常勤特別職の報酬改定に伴う追加等がその主なものととなっております。

歳入の主なものは専決処分いたしました賦課徴収各事例の一部改正に伴うたばこ消費税の増収分、それと繰入金に充てまして先ほど御提案申し上げております基金各事例に関連いたします積立金の組みかえによるものと、歳出充て込入として福生駅自由橋改良工事及び職員退職手当特別負担金への充て込による

繰入金等が主なものとなっております。

歳出におきましては急施事件の追加として衛生費の東福生駅前公衆便所の新設、工不費で南公園整備事業として緑化事業及び便所の新設、それと福生駅自由橋改良工事の追加等が主なものとなっております。

それでは予算書に基づき内容について御説明申し上げます。

予算書の一ページをお開きいただきたいと思っております。まず総則でございますが、第一条で既決予算額に四億九千六百三十四万一千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ百二十七億五千二百一十万円と定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思っております。歳入について御説明申し上げます。

まず市税におきまして市たばこ消費税三千四百四十三万二千円の追加は、先ほどの専決処分の報告に伴う賦課徴収条例の一部改正による従量割税率改正に伴う調定増でございます。

次に分担金及び負担金の負担金で一万五千円の追加は、西住宅地区周辺排水路整備備事業に要する職員人件費分で、下水道会計羽村町、瑞穂町からの負担金でございます。

次に使用料及び手数料の使用料で二百三十九万九千円の追加は、市営住宅使用料で、このうち、このものと六十年度新築分の使用料確定に伴う当初計上との差による基金本使用料の減額、それと居住者の所得確定に伴う付加使用料の追加との相殺額でございます。

次の節支出金の節補助金で四百八十八万円の追加は、緑化事業補助金で昨年まで三年事業として実施されたものが一年延長され交付される見込みがついたことから南公園の植栽に充当すべく計上いたすものでございます。なか当初予算において農林水産業費節補助金に交付金を一括計上しておりましたものを今回それぞれ節内で分括し計上いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に財産収入五十九万九千円の追加は、財産運用収入において十二万八千円の追加で、これは市有地の百三十三・七三平米二件の土地貸付収入でございます。それと利子及び配当金のうち基金条例制定改廃に伴い積立金利の基金間の組みかえも行っておりますので申し添えておきます。次の財産売り払い収入四十八万一千円の追加は熊川東四二七番地の廢道敷五・五平米の売り払い収入でございます。

次の寄附金二百十九万九千円の追加は宅地開発指導要綱に基づく教育負担金

と交通安全対策事業として熊川一六六番地の池田輝男氏からの寄附金をごめています。
繰入金四億五千八百七千円でございますが、特別会計繰入金として八十三万円の追加は
老人保健医療特別会計の六十年度決算見込みによる積算繰入金でございます。
次の基金繰入金四億四千九百二十五万七千円の追加は、本年度退職予定が見込
まれる職員六名分の退職手当特別負担金準備基金からの繰入金二千四百九
十二万円と今回御提案申し上げております基金条例制定改廃に伴う積立金の
組みかえ等に伴う都市施設整備基金からの繰り入れ四億二千四百八十九千円
と仮称第八小学校建設基金二百八十四万八千円、以上の合計額でございます。
都市施設整備基金からの繰入額の内訳を申し上げますと、宅地開発指導要
綱に基づき寄附金相当分の三億五千三百三十三万二千元、当該利子分が三千三百
十五万七千円、それと福生駅自由橋改良事業充当分が三千五百万円、以上合計
四億二千四百八十九万九千円と相なる次第でございます。
次に諸収入の雑入で百九十九万円の追加は、公民館活動用備品購入助成として
交付決定が見込まれる財団法人自治総合センターからのコミュニティ事業助成金
でございます。

以上、歳入補正予算額四億九千六百三十四万一千円の追加で、歳入総額百二十七
億五千二百一十一万円と相なる次第でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。三ページをお開きいただきたいと思います。
まず議会費でございますが、報酬改定に伴う議員報酬等九百七十九万九千
円と職員八名分の給料、諸手当、共済費の追加分百七十二万四千円との合計千百
五十二万三千円でございます。

次に総務費の総務管理費二千四百十三万五千円の追加につきましては報酬等
審議会委員、行政改革審議会委員、市史編纂委員、交通安全対策協議
会委員、行政事務連絡員それぞれ報酬の追加分合計百三十四万円と職員七
名分の人件費、それと交通安全対策事業寄附金に伴う備品購入でございます。
なお、職員人件費の中で当初計上いたしました市長、助役、収入役の調整手当の
減額、それと退職手当特別負担金が含まれております。

徴税費の百四十一万八千円の減額は、固定資産評価審査委員並びに農地課
税審議会委員の報酬追加分二万六千円と職員三十一名分の人件費の減額相殺
額でございます。

戸籍住民基本台帳費二百二十万三千円の追加は職員十九名分の人件費でございす。選挙費二十四万五千円の追加は選挙管理委員と参議院選挙管理委員等の報酬の追加二十万二千円と職員三名分の人件費でございす。統計調査費二十万円の追加は職員二名分の人件費でございす。監査委員費十二万七千円の追加は監査委員の報酬八万円と職員三名分の人件費でございす。次に民生費でございす。社会福祉費におう百三十八万五千円の追加は民生委員推せん会委員、社会福祉協力委員、離職者対策委員それぞれ報酬の追加総額三十一万四千円と職員二十三名分の人件費、それと社会福祉協議会関係等の職員人件費相当分にかかわる委託料及び補助金で市職員と同率調整追加分にございす。

児童福祉費の百五十七万一千円の追加は田園会館指導員の報酬の追加六万四千円と職員二十六名分の人件費でございす。生活保護費六万三千円の追加は職員五名分の人件費でございす。

次に衛生費でございす。保健衛生費十九万五千円の追加は予防接種健康被害調査委員の報酬の追加四千円と職員九名分の人件費でございす。

清掃費の七百五十五万四千円の追加は職員十三名分の人件費減額分と国鉄八高線東福生無人駅により駅舎前などに公衆便所を新設するための工事費六万九千円と諸経費分の追加でございす。現年度には十五万五千円と相りつておる。

労働費の三千円の減額は職員一名分の人件費でございす。

農林水産業費の農業費二万二千円の追加は農業委員の報酬の追加四十三万円と職員三名分の人件費の減額との相殺額でございす。

四ページをお開きいただきたいと思ひます。商工費でございす。五十九万八千円の減額は中小企業振興資金貸し付け審査委員の報酬の追加十万円と職員二名分の人件費減額との相殺額でございす。

次に土木費でございす。道路河川橋梁費三千六百四十一万七千円の追加は職員十四名分の人件費と福生駅自由橋改良工事に要する国鉄への工事委託金最終見込みによる追加分三千五百万円の追加で、これをもって前年度と今年度当初合せて総額一億三千万円と相りる次第でございす。

都市計画費の一千五百八十八万七千円の追加補正は都市計画審議会委員の

報酬の追加四万一千円と職員二十名分の入件費、それと公園管理費において郡補助事業による緑化事業として南公園芝張り工事の追加五百五十万、それと同じく南公園の水洗便所新設工事等八百五十四万円の追加、以上の総額でございます。緑化事業については、公園入り口の左側の部分、市有地に千四百平米の芝張りとサツキ二百五十本、モクセイ八本の植栽を計画しております。また水洗便所については入り口右側のうり面に十二平米程度のものを計画しております。

次の住宅費二百三十万九千円の追加は職員二名分の入件費の減額と市営住宅の管理経費としてガス感知器の購入及び基金積立等と要する追加との相殺額でございます。

次に消防費の二百十六万五千円の追加は、消防団条例の改正に伴う団員の報酬二百十二万三千円と防炎会議委員の報酬四万二千円分でございます。

次に教育費でございますが、まず教育総務費の百二十八万円の減額は、教育委員、市育英資金運営委員、教育相談員それぞれ報酬の追加分四十八万四千円と教育長を含めた職員二十二名分の入件費の減額との相殺額でございます。

次の小学校教育費で四十五万九千円は職員十四名、中学校費の十四万七千円は職

員六名分のそれぞれ入件費分でございます。

学校教育食費百四十四万七千円の追加は、学校給食センター運営審議会委員報酬六万三千円の追加と職員二十六名分の入件費でございます。

社会教育費三百二十四万五千円の追加は、社会教育委員、青少年問題協議会委員、文化財保護審議会委員、公民館運営審議会委員それぞれ報酬の追加総額二十九万二千円と職員三十六名分の入件費、それとコミュニティ助成事業として公民館活動に要する印刷機購入代二百四十五万円の合計額でございます。保健体育費については、二十三万円の追加で体育指導員の報酬十二万円の追加と職員十名分の入件費でございます。

諸支出金の郡市施設整備基金費一千六百九十四万四千円の減額は積立利子分で学校教育等整備基金への繰りかえしによるものでございます。次の仮称第八小学校建設基金費十四万三千円の減額は積立利子分、前項同様基金間の組みかえによるものでございます。

次の学校教育等整備基金費でございますが、今回条例制定に基づき新たに予算科目で四億八百三十八万四千円の追加につきましては郡市施設整備基金

に積み立てられている宅地開発指導要綱に基づく寄附金と利子分合わせて三億八千六百四十八万九千円、それと仮称第八小学校建設基金の積立額二百八十四万九千円、それと今年度利子の組みかえ分一千七百四万七千円、また、今回宅地開発指導要綱に基づく受納した寄附金二百万円の総額と相なっております。

次に予備費三百七十九万八千円の減額は歳入歳出財源調整によるものでござい
ます。

以上、歳出補正総額四億九千六百三十四万一千円と相なり、歳出予算総額
百二十億五千二百一十万円と相なり次第でございします。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり
御決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終らうとしていたところです。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対しての質疑を行います。

○十三番(小野沢久君)

二十八ページの関係になりますけれども、歳入の方でただいまの
説明で四千八百万円の緑化事業補助金の説明の中で、南公園の植栽という説明
があったんですけれども、二十八ページの関係では植栽と関連するものがないんですけれども、

十五番の芝張り工事がそれに当たるかどうかという点をお願いいたします。

それから、大変南公園は広い中に二つの便所がなくて大変不自由をしていたわけで、
こゝへ便所ができるというところは大変喜んでいらっしゃるんですけれども、場所が場所ですので、
なるべくしっかりとしたものをつくって、不心得者もありませんので、すぐに壊れないような
なるべくしっかりとしたものをつくっていただきたいと思いますけれども、説明では十二平米と
いう説明があったんですけれども、内容はどのようなものになっているのかという点をお願い
いたします。

それから、ついでに現在ある南公園と二つのくみ取り式の簡易便所があるんですけ
ども、全くすっきりいって話ですまして中に入ると目まがするくらい臭いんです。です
から、くみ取りの収集の方をやっていただければそんなに臭いじゃないかと思っ
たんです。その辺のことをやっぱりもう少ししよめにやっていただけるかどうかという点も
ついでにお願いいたします。

それからもう一点は教育費の関係なんです。三十一ページの教育相談員の経費
がここにありまして、お尋ねいたしますけれども、五十一ページの番、直通の電話を設置
していただいたわけでありまして、設置後の利用状況がどのようなふうになっているか、

わかる範疇で結構ですので、お答えを願いたいと思います。

○建設部長(森田 進君) 二十八ページの工不費に關連をいたします。南公園の整正備工事について御答弁申し上げます。

まず一点は緑化補助事業に伴う工事でございますが、御指摘のとおり、この説明欄にございます南公園芝張り工事五百五十三万、これがそれに見合うものでござい

ます。
それから南公園の水洗便所の御指摘でございますが、これも先ほど提案理由のところでも御説明いたしましたように、南公園についてはなかなか河川法の適用がございまして常設のこういったトイレ、あるいは立木等で日陰になるようなものがない、そういう点で大変利用者に御不便をおかけしているわけでございますが、このトイレにつきましては現在、睦橋通りがございまして、あの睦橋通りに關連をいたしましてのりかきでござい

す。あののりで建設省のうちの一定許可基準をいたしましては建設省が定めておりますハイオートライン、それを一定逆らわない範囲で設置する、そういうふうな形で了解をもちっております。

できる施設については一定鉄筋の恒久的な施設、そういうふうな形で予定として

おります。今予定しておりますのは男子、女子の便所を二基ずつ、そういうふうな形で整正備をしたいと思っております。

それから南公園の現在のトイレの關係でございしますが、できるだけ御指摘のうような点がないように一定これから検討してきたい、そのように考えております。以上でございします。

○教育次長(須崎 進君) お答えいたします。

教育相談の専用電話の利用状況でございすけれども、おかげさまで専用電話ができました。まだ専用電話ができてからでございすので特に数字は手元はないわけ

でございすけれども、大変市民のさうからあうゆる教育相談というところで電話をいただいております。

それで、以前と違ひまして専任相談員三名になつておりますので、相談がありますと即電話だけでなく、必要に応じて出向いて御相談に応じているというふうなことでございします。電話によりまして教育相談業務が広がりますのでスムーズにいつていこうというところでございします。以前よりはそういう専用でございすので直接プライバシーに關することもありまして御相談に応じているという状況でございします。以上でございします。

○十三番(小野沢 久君) ありがとうございます。

南公園の関係、説明の違ひです。このなかなと思ふんですが、先ほどの説明では植栽という説明なんですが、やっぱり芝張りとは違ふんじゃないかと思ふんです。芝の辺は芝張りとは違ふと理解しがたいのでどうなっているのかという気がするんですが、それは結果的には芝張り工事ということとで理解をしようと思ひます。それはそれで結構です。

ただ、南公園は先ほど部長の説明でもありました。河川法との関係で木が植えられるというところは大変よくわかっております。しかしながら、全く日陰がないんですね。そういう面では何とか早く大きくするのを自然に生えたような形で(笑)植えていただければ全くそういう面では助かると思ふんです。一日あそこには必ずと全くどうしようもないんです。そういうことではひとつそれを考えていただきたいと思ひます。昨年も二本ばかり倒れたのがありましたので早急にこれとそれを補充して、なるべく日陰が出来るような形でやっていただきたいということ、それをお願いいたします。

それから、先ほど教育関係の相談なんですが、数字がないということなんですが

ども、四月、五月たっているわけでありまして、その辺の数字の把握はしていると思ふんですが、相談も相談あったと思ふんですが、ですから大まかにどのくらいあったかといふくらいいわれると思ふんですが、その辺のところでは結構ですので、ないわけはないわけですから、今も言ったようにあったから指導ができています。どうからわからないわけないと思ふんですが、大まかに結構ですので、その辺をお願いいたします。

○教育次長(須崎 進君) 大変細かい数字がなくて申しわけございませんけれども、一日に

二、三件と聞いております。そういうことで相談に応じているという状況でございます。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第三十九号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十九号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。